令和８年第２回臨時会

河 津 町 議 会 会 議 録

令和８年　７月21日　開会

令和８年　７月21日　閉会

河　津　町　議　会

令 和 ８ 年 河 津 町 議 会 第 ２ 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

第　１　号　（７月２１日）

○議事日程…… 1
○出席議員…… 1
○欠席議員…… 1
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者…… 1
○事務局職員出席者…… 2
○開会の宣告…… 3
○開議の宣告…… 3
○議事日程の報告…… 3
○会議録署名議員の指名…… 3
○会期の決定…… 3
○承認第６号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 4
○議案第５７号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 7
○議案第５８号の上程、説明、質疑、討論、採決……10
○閉会の宣告……13
○署名議員……15
○議案等審議結果一覧……17

第　　1　　日

7 月 21 日 （ 火 曜 日 ）

令和８年河津町議会第２回臨時会会議録

議　事　日　程（第１号）

令和８年７月２１日（火曜日）午後１時３０分開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　承認第　６号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度河津町一般会計補正予算（第３号））

日程第　４　議案第５７号　令和８年度河津町端戸山テニスコート改修工事請負契約について

日程第　５　議案第５８号　令和８年度河津町一般会計補正予算（第４号）

出席議員（１０名）

１番	福　沢　宏　幸　君	２番	正　木　誠　司　君
３番	北　島　正　男　君	４番	桑　原　　猛　君
５番	渡　邊　昌　昭　君	６番	遠　藤　嘉　規　君
７番	上　村　和　正　君	８番	渡　邉　　弘　君
９番	稲　葉　　静　君	１０番	宮　崎　啓　次　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者

町　　長	大　川　良　樹　君	副　町　長	川　尻　一　仁　君
教　育　長	竹　内　　定　君	総　務　課　長	稲　葉　吉　一　君
企画調整課長	山　本　博　雄　君	町民生活課長	土　屋　政　治　君
健康増進課長	平　川　直　也　君	福祉介護課長	臼　井　理　治　君
産業振興課長	中　村　邦　彦　君	建　設　課　長	島　崎　和　広　君
防　災　課　長	友　田　佳　伸　君	水道温泉課長	飯　田　吉　光　君
教育委員会 事務局長	土　屋　　勉　君	会計管理者 兼会計室長	土　屋　弘　幸　君

事務局職員出席者

事 務 局 長　　鈴 木 亜 弥　　書　　記　　土 屋　　翔

開会　午後　１時３０分

◎開会の宣告

○議長（渡邉　弘君）　皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立いたしました。

◎開議の宣告

○議長（渡邉　弘君）　これより令和８年河津町議会第２回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡邉　弘君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邉　弘君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。

３番、北島正男議員、４番、桑原猛議員の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（渡邉　弘君）　日程第２、会期の決定を行います。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りと決定いたしました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告いたします。

◎承認第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉　弘君）　日程第３、承認第６号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度河津町一般会計補正予算（第３号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君）　承認第６号　専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

令和８年度河津町一般会計補正予算（第３号）について。

令和８年７月21日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邉　弘君）　総務課長。

○総務課長（稲葉吉一君）　それでは、承認第６号　専決処分の承認を求めることについて説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

本件につきましては、台風６号の大雨の影響により、６月３日、見高地区におきまして発生いたしました災害に対する防災対策工事に係る費用を早急に確保するため、専決処分により対応させていただいたものでございます。そちらのほうの専決補正予算の承認を求めるも

のでございます。

次のページをお願いいたします。

河津町告示第105号　専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第６号。

令和８年度河津町一般会計補正予算（第３号）。

令和８年度河津町一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,881万円とする。

第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の追加は、「第２表　地方債補正」による。

令和８年６月22日。

河津町長、大川良樹。

次のページをお願いします。

第１表歳入歳出予算補正でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。単位は1,000円でございます。

21款町債2,000万円、１項町債同額です。歳入合計2,000万円。

次のページをお願いします。

歳出です。歳入と同様の説明とさせていただきます。

８款消防費2,000万円、１項消防費同額です。歳出合計2,000万円。

次のページをお願いします。

第２表地方債補正でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に読み上げます。

見高地区防災対策事業（緊急自然災害防止対策事業債）、2,000万円、証書借入、３％以内（ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、借入先の融通条件による。ただし財政等の都合により据置期間を短

縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰越して借り入れることができる。

こちらにつきましては、見高地区防災工事の財源としまして、緊急自然災害防止対策債を活用するもので、充当率につきましては100％、普通交付税措置率につきましては70％となります。

次のページの歳入歳出補正予算事項別明細書、１、総括は説明を省略させていただきます。

６ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書、２、歳入です。款、項、目、補正額、節、説明の順に説明させていただきます。単位は1,000円でございます。

21款町債、１項町債、５目消防債2,000万円、２節緊急自然災害防止対策事業債2,000万円、緊急自然災害防止対策事業債でございます。

次のページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、３、歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

８款消防費、１項消防費、４目防災費2,000万円、14節工事請負費2,000万円、見高地区防災対策工事でございます。

説明は以上となります。

○議長（渡邉　弘君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

２番、正木誠司議員。

○２番（正木誠司君）　２番、正木です。

今回の地方債で借りる2,000万で、見高の台風のときの災害工事だと思うんですが、あそこの崩れたところの復旧工事及び、例えば伊豆急さんのほうで行った土砂除去工事とか、そういうのも含めて、総額としてのこの金額という形の金額でしょうか。

○議長（渡邉　弘君）　総務課長。

○総務課長（稲葉吉一君）　こちらの費用につきましては、以前、議員説明会でも説明をさせていただきましたけれども、応急対策の事業につきましては入ってございません。その後の災害防止対策の工事に対しての事業でございます。

○議長（渡邉　弘君）　ほかございませんか。

４番、桑原猛議員。

○４番（桑原　猛君）　４番、桑原です。

これ、予算のほうで消防費ということになっているんですけれども、担当としてどの課が担当するのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（渡邉　弘君）　総務課長。

○総務課長（稲葉吉一君）　こちらは、まず今回の事業につきましては、町の所有物を復旧するというような事業ではございませんので、あくまでも災害防止する対策の事業ということで、一応消防費のほうに計上させていただいております。

予算の担当につきましては、防災課が担当しますけれども、工事の実施につきましては、建設課が実施するというような形で行っております。

○議長（渡邉　弘君）　ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　それでは、質疑なき模様でございます。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより承認第６号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度河津町一般会計補正予算（第３号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第５７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉　弘君）　日程第４、議案第57号　令和８年度河津町端戸山テニスコート改修工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君）　議案第57号　令和８年度河津町端戸山テニスコート改修工事請負契約について。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邉　弘君）　産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君）　それでは、議案第57号について説明させていただきます。

議案第57号　令和８年度河津町端戸山テニスコート改修工事請負契約について。

令和８年度河津町端戸山テニスコート改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的、令和８年度河津町端戸山テニスコート改修工事。

２、契約の方法、制限付き一般競争入札による請負契約。

３、契約金額、5,926万8,000円。

４、契約の相手方、静岡県賀茂郡河津町峰222番地、東海建設株式会社、代表取締役、土屋順一。

令和８年７月21日提出。

河津町長、大川良樹。

この工事につきましては、端戸山テニスコートの改修工事ということで、テニスコート面の全面舗装の張り替え、そして照明器８基の交換になります。

以上です。

○議長（渡邉　弘君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

３番、北島正男議員。

○３番（北島正男君）　今ご説明いただきましたけれども、コート２面と照明を直してくださるという、これはありがたいと思うんですけれども、議員が視察に行ったときに、せめて女子のトイレ、今見ると、すごい昭和のトイレなんだけれども、そういうのも一緒に直してく

だされるようなニュアンスもあったけれども、改修はないんですね。

○議長（渡邉　弘君）　産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君）　テニスコートの今回の工事につきましては、テニスコートのみの工事となっております。トイレの改修等については、また別途、検討させていただくようなるかと思います。

○議長（渡邉　弘君）　よろしいですか。

総務課長。

○総務課長（稲葉吉一君）　去年、女子トイレの１基につきましては、修繕工事で、一応洋式化をさせていただいております。

以上です。

○３番（北島正男君）　ありがとうございました。

○議長（渡邉　弘君）　よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　質疑なき模様です。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第57号　令和８年度河津町端戸山テニスコート改修工事請負契約についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第５８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉　弘君）　日程第５、議案第58号　令和８年度河津町一般会計補正予算（第４号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君）　議案第58号　令和８年度河津町一般会計補正予算（第４号）。

令和８年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,760万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,641万9,000円とする。

第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年７月21日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邉　弘君）　総務課長。

○総務課長（稲葉吉一君）　それでは、議案第58号　令和８年度河津町一般会計補正予算（第４号）の説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

台風６号の大雨の影響により被災した見高地区の防災対策工事以外の修繕事業経費並びに観光地域計画策定に係る経費、観光庁採択事業、県観光協会補助採択事業に関する経費、河津中学校遠征費の補助金不足金額を追加する補正予算となっております。

次のページをお願いします。

第１表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款、項、補正額の順に述べさせていただきます。単位は1,000円でございます。

14款国庫支出金990万円、３項委託金同額です。

19款繰越金1,470万9,000円、１項繰越金同額です。

20款諸収入300万円、４項雑入同額です。

歳入合計2,760万9,000円。

次のページをお願いします。

歳出です。歳入と同様の説明とさせていただきます。

６款商工費1,760万円、１項商工費同額です。

９款教育費100万円、３項中学校費同額です。

10款災害復旧費900万9,000円、１項公共土木施設災害復旧費270万9,000円、４項農林水産施設災害復旧費630万円。

歳出合計2,760万9,000円。

歳入歳出補正予算事項別明細書、１、総括は説明を省略させていただきます。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、２、歳入です。款、項、目、補正額、節、説明の順に説明をさせていただきます。単位は1,000円です。

14款国庫支出金、３項委託金、３目観光費委託金990万円、１節観光振興費委託金990万円、観光振興費委託金でございます。こちらにつきましては、観光庁に採択を受けました事業に対する委託金でございます。

19款繰越金、１項繰越金、１目繰越金1,470万9,000円、１節繰越金1,470万9,000円、今補正の一般財源の財源となるものでございます。

20款諸収入、４項雑入、１目雑入300万円、１節雑入300万円、公益社団法人静岡県観光協会の補助金でございます。観光協会採択事業の補助金でございます。事業費の２分の１の補助でございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、３、歳出です。歳入と同様の説明とさせていただきます。

６款商工費、１項商工費、３目観光費1,760万円、こちらの事業につきましては、３件の事業費をそれぞれ計上させていただいております。

まず、１件目でございますが、観光地域経営計画の策定事業でございます。

２件目につきましては、観光庁社会実証実験事業に採択をされました第２のふるさとづくりプロジェクト事業の経費でございます。全額、観光庁からの費用で賄われるものでございます。

３つ目につきましては、県観光協会補助金の採択を受けた事業で、新たなモビリティーコンテンツを利用した、ユニバーサルツーリズムを含めた観光周遊事業の構築に係る事業でご

ざいます。事業費の２分の１の補助を頂いております。

まず、観光地域経営計画策定事業ですが、１節の報酬26万円、こちらは委員の報酬でございます。大体10名で４回ほど行う予定でございます。

続きまして、８節の旅費４万円、こちらは委員の費用弁償になります。

続いて、12節の委託料です。その中の観光地域経営計画策定事業委託金、こちらが80万円でございます。

続きまして、２点目の観光庁の実証実験事業、第２のふるさとプロジェクト事業でございますけれども、７節の報償費64万円、こちらにつきましては、里山整備事業を手伝っていただいた方への謝礼ということで計上させていただいております。

あと、10節の需用費28万円、こちらは印刷製本費として、パンフレット等の印刷製本費で上げさせていただいております。

あと、11節の役務費の傷害保険料12万円、こちらにつきましては、参加者の保険料ということで計上させていただいております。

あと、12節の委託料の中の第２のふるさとづくりプロジェクト事業業務委託料ということで846万円、事業の委託料でございます。

あと、13節の使用料及び賃借料40万円ということで、里山整備に係る重機借り上げということで計上させていただいております。

３つ目の県観光協会の補助事業の採択事業でございますけれども、こちらにつきましては、11節役務費のうちの地域周遊観光促進事業の手数料ということで、こちら、アンケート調査とか効果測定、そういったところを行う手数料となります、121万円。

あと、12節の委託料の中の地域周遊観光促進事業の委託料ということで539万円、こちらにつきましては、商品造成、モビリティー運営、動画作成業務等の委託料となっております。

続きまして、９款教育費、３項中学校費、２目中学校教育振興費100万円、18節負担金、補助及び交付金100万円、遠征費の補助金でございます。こちら、主に男子バスケ部の県大会の参加等の費用が増額したため、100万円追加させていただくものでございます。

次のページをお願いいたします。

10款災害復旧費、１項公共土木施設災害復旧費、１目道路橋梁災害復旧費270万9,000円、10節需用費255万2,000円、こちらは施設修繕料でございます。町道田中・見高入谷線ののり尻の修繕及び町道見高２号線のガードレール補修の費用でございます。

13節使用料及び賃借料15万7,000円、重機借上料でございます。こちら、土砂搬入地の整

形費用として使用するものでございます。

続きまして、４項農林水産施設災害復旧費、１目農地農業用施設災害復旧費630万円、10節需用費630万円、施設修繕料、維持修繕料でございます。こちら、見高有田ヶ久保用水路の修繕費用となってございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邉　弘君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。よろしいですか

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　質疑なき模様です。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第58号　令和８年度河津町一般会計補正予算（第４号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉　弘君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（渡邉　弘君）　本日の日程は全て終了いたしました。

以上で会議を閉じます。

これをもって令和８年河津町議会第２回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午後　１時５６分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名をする。

令和　　年　　月　　日

議　　長

議　　員

議　　員

議 案 等 審 議 結 果 一 覧

議案等審議結果一覧

令和８年第２回臨時会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
承認第　６号	専決処分の承認を求めることについて（令和８年度河津町一般会計補正予算（第３号））	8．　7．21	承認
議案第５７号	令和８年度河津町端戸山テニスコート改修工事請負契約について	〃	原案可決
議案第５８号	令和８年度河津町一般会計補正予算（第４号）	〃	〃